

県営林整備事業（PR版）

1 趣旨・目的

当事業は、県営林で収入間伐を行うことで、資源を有効活用するとともに、事業体に約5カ年間の事業を委託することで、就労の場の提供と安定した事業量の供給拡大につなげることを目的とします。

県では、これまでも、安定的な雇用の場の確保や施業・経営の集約化促進の取り組みとして一定規模を有する「森の工場」制度を設けるとともに高率の補助制度の創設や技術指導などの重点的な支援を行っています。

今回、県営林を提供することにより、事業体は一定規模のまとまりのある事業地が確保できることから、「森の工場」の設立が容易となり、事業体では安定的な事業運営が期待されます。

2 事業の概要

(1) 事業実施者の資格

- ①高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿（森林整備）（以下「名簿」という。）に登録されている又は契約締結時までに登録が予定されている者であること。
- ②共同事業体を組織する場合、その双方が上記名簿に登録されていること。
- ③作業道の開設及び森林整備事業等を、同一の事業体において計画、実施できる技術、能力を有する者であること。
- ④県営林を活用し、「森の工場」の認定を受けようとする者であること。

(2) 事業実施者の選定方法（プロポーザル方式による）

- ①事業実施を希望する者は、指定様式の企画提案書（「森の工場」認定申請書をベースに事業費等を記載した書面）を提出する。
- ②県は、提出のあった企画提案書の内容によって審査し、その結果をもって候補者を選定する。
- ③県は、審査をするに当たって、事業実施を希望する者本人（事業体の場合は、その代表者）から提出のあった企画提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

(3) 事業実施方法

- ①事業者は高知県と協議を経て協定を締結し、協定期間の事業量を決定する。
- ②高知県は、協定書に基づき、事業者が作成した単年度の計画承認を行い、当該年度の事業量を決定する。

(4) 事業内容（企画提案書を基に、高知県と協議をしながら決定）

- ①市町村森林整備計画に沿った、森林経営計画書の作成及び立木竹の伐採、造林、保育その他の森林施業を実施すること。
- ②市町村森林整備計画に沿った、作業路網その他の施設の整備を計画、実施すること。
- ③造林事業補助金交付申請、受領及び精算に係る業務に関すること。

(5) 事業対象の県行造林

・令和5年度事業地数 1事業地

室戸市：西股山県有林（1から4林班）

問い合わせ先

担当：高知県林業振興・環境部
森づくり推進課公営林担当
坂本・東

電話：088-821-4814

FAX：088-821-4576